

北区バリアフリー基本構想【最終評価】 概要版

※「高齢者、障害者等」はバリアフリー法の解説では「高齢者、障害者、妊産婦、けが人等」とされている。本基本構想ではこれらに加え、乳幼児同伴者や子育てをしている人、外国人、LGBTなど、移動や施設の利用に制約のある全ての人（以下、「多様な利用者」という。）を対象と捉え、検討を進めた。

第1章 はじめに

北区バリアフリー基本構想の概要

H27年度：全体構想 : 北区全域を対象とした指針

地区別構想：具体的なバリアフリー化施策を定めて事業を推進

H28年度：赤羽地区

H29年度：滝野川地区

H30年度：王子地区

R2年度：中間評価

R7年度：最終評価

最終評価のまとめ方



第2章 現況の整理

地区別構想における事業数

	短期 【～R2年度】	中期 【R3～7年度】	長期 【R8年度～】	継続	検討中	順次	その他	合計
赤羽	282	132	385	226	68	16	20	1,129
滝野川	222	113	370	302	40	21	2	1,070
王子	172	186	607	347	60	26	0	1,398
合計	676	431	1,362	875	168	63	22	3,597

※【その他】は地区別構想策定後に特定事業計画内で独自に追加した事業。

特定事業等の進捗状況

特定事業等の着手率

- （令和7年度末実施状況が完了・継続・実施中の割合）
- ・各地区において、短期・中期の事業完了・継続率が75%以上、事業着手率が80%以上となっており、概ね計画的に事業が進捗。
- ・未完了の事業に関しては、その要因を踏まえ、令和8年度以降に改定予定の北区バリアフリー基本構想においても特定事業の位置づけを検討し、事業推進を図ることが求められる。

未着手事業の主な要因

- ・大規模改修の実施待ち：未着手の最も多い要因。その事業単体では実施できず、より大きなインフラ整備のタイミングに合わせるため、実施を保留中。
- ・協議・検討・手続きの途中：実施の意向はあるが、詳細が未定、または関係者との調整に時間を要している。
- ・物理的・構造的な実施困難：現状の環境では物理的に実施が不可能であると判断している。
- ・利用者・関係事業者からの要望・申請待ち：利用者や事業者からの要望や申請があった際に適宜対応する予定。

地区	特定事業	＜R7年度末時点の事業実施状況＞					短期・中期 事業着手率	短期・中期事業 完了・継続率	事業全体 着手率	事業全体 完了・継続率	
		合計	完了	継続	実施中	未着手					その他
赤羽地区	公共交通特定事業	74	16	19	5	32	2	108.1%	94.6%	54.1%	47.3%
	道路特定事業	188	46	19	34	85	4	98.0%	64.4%	52.7%	34.6%
	建築特定事業	765	193	173	26	261	112	84.8%	79.2%	51.2%	47.8%
	路外駐車特定事業	8	1	0	0	7	0	33.3%	33.3%	12.5%	12.5%
	都市公園特定事業	46	13	4	3	24	0	75.9%	65.5%	47.8%	41.3%
	交通安全特定事業	44	9	0	0	0	0	100.0%	25.0%	100.0%	25.0%
その他の事業	44	8	10	5	20	1	116.0%	90.0%	52.3%	40.9%	
計	1,128	277	228	76	429	119	108.6%	77.0%	51.9%	44.7%	
滝野川地区	公共交通特定事業	92	31	23	8	22	3	123.6%	105.1%	73.9%	65.2%
	道路特定事業	176	38	53	11	49	3	86.0%	76.9%	59.1%	52.8%
	建築特定事業	621	138	149	11	275	48	83.5%	80.4%	48.0%	46.2%
	路外駐車特定事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	都市公園特定事業	89	5	26	0	56	2	48.4%	48.4%	34.8%	34.8%
	交通安全特定事業	4	0	1	3	0	0	100.0%	25.0%	100.0%	25.0%
その他の事業	88	33	17	0	37	1	87.7%	87.7%	56.8%	56.8%	
計	1,070	245	277	33	459	56	84.3%	79.3%	51.9%	48.8%	
王子地区	公共交通特定事業	99	15	24	12	46	2	113.3%	86.7%	51.9%	39.4%
	道路特定事業	230	35	49	29	110	7	111.9%	83.2%	49.1%	36.5%
	建築特定事業	823	201	179	27	325	91	88.9%	83.0%	49.5%	46.2%
	路外駐車特定事業	12	2	0	0	0	0	40.0%	20.0%	33.3%	16.7%
	都市公園特定事業	180	10	29	22	119	0	82.4%	52.7%	33.9%	21.7%
	交通安全特定事業	4	4	0	0	0	0	100.0%	25.0%	100.0%	25.0%
その他の事業	49	4	23	3	10	2	97.4%	81.6%	75.5%	63.3%	
計	1,397	271	303	101	610	110	92.7%	78.9%	48.5%	41.2%	
全区間	公共交通特定事業	265	62	72	25	100	6	116.1%	97.8%	60.0%	50.6%
	道路特定事業	594	119	123	74	264	14	97.8%	74.9%	53.2%	40.7%
	建築特定事業	2,209	532	501	64	861	251	95.9%	80.9%	49.7%	46.8%
	路外駐車特定事業	20	3	0	2	7	8	38.5%	23.1%	25.0%	15.0%
	都市公園特定事業	315	28	61	25	199	2	68.3%	53.3%	36.2%	28.3%
	交通安全特定事業	12	0	3	0	0	0	100.0%	25.0%	100.0%	25.0%
その他の事業	181	49	59	11	67	4	95.7%	86.1%	60.8%	54.7%	
計	3,596	793	810	210	1,498	285	88.7%	78.4%	50.4%	44.6%	

協議会・区民部会・まちあるき点検等での評価

中間評価のとりまとめ以降の協議会・区民部会・まちあるき点検等で出された主な意見・評価の整理を行った。

知見集の作成

障害当事者や専門家等が構成する「区民部会」により、毎年まちあるき点検及び意見交換を重ね、実施されたバリアフリー整備において施設設置管理者等が検討したプロセスと整備の到達点を「知見」としてとりまとめた。

社会背景の変化

バリアフリー法改正をはじめとする社会背景の変化について、現況の整理を行った。

第3章 基本構想推進に係る評価・課題の整理

評価すべき点の整理

(1) 事業の着実な進捗

- ・各地区において、短期・中期の事業完了・継続率が75%以上となっており、概ね計画的に事業が実施。
- ・大規模なハード整備により、移動等円滑化基準の適合施設が増加、施設の安全性・利便性等が向上。
- ・ソフト施策では筆談用具の設置が推進、人的対応・こころのバリアフリーに関する事業が継続的に実施。

(2) 継続的な当事者参画、当事者主体の取組みの実施

- ・全体構想策定後、各地区別構想の検討や基本構想の評価にあたり、毎年度まちあるき点検を実施し、当事者意見を踏まえた特定事業を設定した。
- ・計画段階からの当事者参画や整備済み施設の現地確認など、特定事業の実施にあたっての当事者参画の実績とノウハウが蓄積され、それらをとりまとめた知見集を作成した。
- ・事業検討以外にも、区民部会を中心として、人的支援・こころのバリアフリーの推進のための多様な取組を展開し、着実に成果を蓄積している。

(3) バリアフリー法の改正等の社会背景の変化を先取りした検討

- ・平成30年、令和2年のバリアフリー法の改正で示された理念や記載すべき内容等について、基本的に現行基本構想に網羅されており、国の方針を先取りした検討が実施されている。

課題の整理

(1) 未完了事業の推進・更新

- ・未着手の短期・中期事業について、暫定的な代替手段の検討を含め、更なる推進の働きかけが必要。
- ・都市公園特定事業の未完了の要因は、施設改修計画・工事が予定よりも遅れていることが挙げられる。
- ・案内設備・情報のバリアフリーの未完了の要因は、具体的な方法の検討に時間を要していたり、大規模改修やホームページ改修等の機会とあわせるため先送りとしていたりすることが挙げられる。
- ・長期事業や短期・中期事業の未完了事業について、地区別構想の改定に向けた検討への着手が必要。

(2) 施設の計画・設計段階における当事者参画の推進

- ・施設の完成後の確認では当事者から多くの課題や問題点が指摘されているため、計画・設計段階から当事者参画の機会をさらに増やしていくことが求められる。

(3) 取組の充実に向けた検討

- ・これまで充実させてきた「移動等円滑化に関する事項（共通の配慮事項）」について、特定事業設定後も、事業計画・実施段階で改めて内容を確認、検討してもらうことで、よりよい整備につなげることが必要。
- ・人的対応・こころのバリアフリーに関する区民部会や事業者の取組について、成果の確認や評価が十分でできず、今後取組を進める中で評価の機会を設けることが必要。
- ・最終評価にあたり、これまでの取組で得られた知見を知見集とあわせて改めて共有し、各事業者における取組に活かしてもらうことで、事業実施にあたり、よりレベルの高い取組となることが期待される。

第4章 基本構想の改定に向けて

移動等円滑化に関する事項の更新

地区別構想の「第5章 移動等円滑化に関する事項」について、これまでに積み重ねた検討内容を踏まえて中間評価では、最新の内容への更新を図った。最終評価では、中間評価からこれまでの取組等を踏まえ、「移動等円滑化に向けた共通の配慮事項」の更新案を提示し、令和9年度以降の地区別構想の改定時に内容の更新を検討する。

更新にあたり、「共通の配慮事項」から「共通の重点取組項目」と名称を改める。これにより「合理的配慮」との語の重複による誤った理解を避けるとともに、ハード・ソフト両面からの積極的な取組を促す。

※赤字は最終評価で初めて提示する更新案を示す。

旅客施設（鉄道駅）

項目	共通の重点取組項目（抜粋）
案内設備・情報のバリアフリー	<p>➢ 駅出入口や改札付近、ホームなどで音声による案内や、モニター、ICT等を活用した視覚情報により、遅延情報や緊急時等の情報をタイムリーに伝達できるようにする。</p> <p>➢ 無人改札の有無や駅係員が不在となる時間帯や連絡方法をWEB上や改札周辺に掲載する。</p>



道路

項目	共通の重点取組項目（抜粋）
タクシー乗降場	➢ 複数のタクシー乗降場を設ける場合は、ユニバーサルデザインタクシーへの乗りやすさに配慮し、15 cm程度の段差を設けた乗降場の確保を検討する。
安全対策	➢ 電柱や街灯、案内サイン、車止め等の付属物が歩行者の通行の妨げとならないように配慮する。

建築物・路外駐車場

項目	共通の重点取組項目（抜粋）
トイレ	➢ 施設の実情に応じて、車いす使用者用トイレを複数設置する。車いす使用者用トイレを2箇所以上設置する場合は、左右反転タイプの便座を用意するなど、左麻痺・右麻痺などの利用者に配慮する。
その他設備	➢ 講演を行うホール等では、サイトラインが確保された車いす使用者用客席を設け、その横に同伴者用の客席（スペース）を設ける。

旅客施設（鉄道駅）・建築物・路外駐車場・都市公園等

項目	共通の重点取組項目（抜粋）
案内設備・情報のバリアフリー	➢ バリアフリー情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどの活用・多言語化された大きくわかりやすい案内表示を設置する。
人的対応・こころのバリアフリー（教育啓発）	➢ 多様な利用者への適切な対応や障害の社会モデルへの理解について職員・従業員の教育を実施し、職員・従業員による案内やサポート、声かけなどの対応を充実する。



人的対応・こころのバリアフリー及び情報のバリアフリーの推進

区民部会委員が主体となり、こころのバリアフリーに関する意見交換を行い、これまでに経験したことや実践していること等の共有を図る。

引き続き、区民部会主体の取組の実践を積み重ねるとともに、事業者への働きかけを行うことで、今後も多様な利用者の特性に関する理解の促進を図り、次世代につながるハード・ソフトが一体となっただれもが利用しやすい生活環境の創出を目指して取り組む必要がある。



区民まつりの様子

今後の取組の方向性（区民部会）

- ・これまでの意見交換の蓄積を活かし、多様な立場から考えられる当事者として、福祉関係所管や社会福祉協議会、教育委員会や各学校における取組等への区民部会としての連携・協力
- ・商店街や小規模店舗への働きかけ（パンフレット作成や地域での勉強会など）
- ・区民まつり等における基本構想の周知・こころのバリアフリーの啓発活動とあわせた、区民アンケート調査の実施
- ・視覚障害者誘導用ブロックを活用した案内誘導の他地区への展開、視覚障害者誘導用ブロック設置地図や歩行空間ネットワークデータの活用方策の検討
- ・ICTを活用した情報提供ツールの使いやすさなどについて、当事者参画による検証など

関係事業者への周知及び協力依頼

最終評価において整理した課題や評価すべき点、最新の内容に更新した「移動等円滑化に向けた共通の重点取組項目」、「人的対応・こころのバリアフリー」に関する各事業者の事例について、全重点整備地区の関係事業者等に周知・共有する。また、知見集についても関係事業者等に周知することで、バリアフリー整備を推進するにあたり、施設設置管理者等が検討したプロセスと整備の到達点を“知見”として共有し、引き続き、当事者参画による施設のより良い整備・維持管理・運用を図る。

継続的な当事者参画

今後、新たに設定する予定の特定事業のうち、特に移動や施設の利用に影響の大きい事業については、計画・設計段階から当事者の意見を取り入れる機会を設けるよう、協議会を通じて働きかける。また、各整備の段階で当事者参画による効果は異なるため、事業の状況に応じ複数回の点検や意見交換が望ましい。意見交換会等を実施した事業者は、意見を踏まえた改善の内容について協議会へ報告し、情報を蓄積することで、他の類似施設への展開を図る。

